

資源回収インセンティブ制度 みなし重量テーブル設定について

ASR チーム

資源回収インセンティブ制度においては、実際の回収資源の重量ではなく、解体業者ごとおよび部品ごとに設定された「みなし重量テーブル」に基づいて算出された重量を回収重量として取り扱います。そのため、事前に回収対象部品のサンプリング（回収および計量）を実施し、みなし重量テーブルを設定する必要があります。

つきましては、現地審査実施前までに、以下のデータをご提出くださいますようお願いいたします。

●サンプリング内容

- ・大型乗用車、中小型車、軽自動車をそれぞれ 15 台ずつ（合計 45 台）対象に部品を回収
※車種分類は、TH のカテゴリー表 I ～III を参照してください
https://www.toyotsurecycle.co.jp/asr/assets/car_list.pdf
- ・各車両ごとに回収した部品を計量
※前バンパー、後バンパー、内装樹脂全体、サイドガラス全体は、それぞれ個別に計量
※実際のコンソーシアムで想定される取外し部品および異物除去の状態で計量を実施
- ・車台番号および ASR 基準重量（確認可能な場合）を記録
- ・計量結果は、別途提供する「みなし重量テーブル設定表」に入力し、データ形式でご提出ください

●注意事項

- ・測定可能な場合は、小数点第 1 位（0.1kg 単位）まで測定してください
- ・未認定の計量器の使用も可
- ・TH および ART 両方の車両が混在していても問題ありません
※ART の車種分類については、TH のカテゴリー表を参考にご判断ください

●その他

- ・TH 車両については、本データを資源回収率の決定に使用します
- ・ART 車両については、みなし重量テーブルにより算出された重量でインセンティブ料金を決定します

ご不明点があれば、各チーム窓口までお問い合わせください。

以上